

佐世保工業高等専門学校技術相談実施細則

(平成27年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐世保工業高等専門学校技術相談取扱規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、技術相談の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(技術相談の申込み)

第2条 規則第3条に規定する申込みは、技術相談申込書（別記様式第1号）により行うものとする。

(受入決定の通知)

第3条 規則第6条第2項に規定する受入決定の通知は、技術相談受入決定通知書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 相談員への受入決定の通知は、技術相談受入決定通知書に前条の技術相談申込書の写を添えて行うものとする。

(相談料)

第4条 規則第7条第1項の相談料の額は、1時間につき5,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 規則第9条第1項に規定する相談料を当該技術相談の開始日以降に納付することができる場合とは、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 相談料の納付を待たずに技術相談を開始しなければならない事情がある場合

(2) 相談者が書面により相談料の後納を依頼した場合

(技術相談協力者)

第5条 規則第10条の規定により、相談員以外の者を協力者として参加させ、又は協力させる場合は、同意書を提出させるものとする。

(技術相談の終了報告)

第6条 規則第14条に規定する終了報告は、技術相談報告書（別記様式第3号）により行うものとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年11月1日から施行する。